

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	中川	雅治 (自民)	豊田	俊郎 (自民)	那谷屋	正義 (※)
理事	長峯	誠 (自民)	藤井	基之 (自民)	横沢	高德 (※)
理事	西田	昌司 (自民)	舞立	昇治 (自民)	吉田	忠智 (※)
理事	森屋	宏 (自民)	三木	亨 (自民)	塩田	博昭 (公明)
理事	野田	国義 (※)	宮崎	雅夫 (自民)	竹内	真二 (公明)
理事	浜口	誠 (※)	山下	雄平 (自民)	宮崎	勝 (公明)
理事	三浦	信祐 (公明)	山田	俊男 (自民)	石井	苗子 (維新)
	足立	敏之 (自民)	小沼	巧 (※)	梅村	みずほ (維新)
	磯崎	仁彦 (自民)	勝部	賢志 (※)	岩渕	友 (共産)
	岩井	茂樹 (自民)	古賀	之士 (※)	大門	実紀史 (共産)
						(2.4.1 現在)

※ 立憲・国民、新緑風会・社民

(1) 審議概観

第201回国会における本委員会付託案件は、平成三十年度決算外2件（第200回国会提出）、平成三十年度予備費2件（第198回国会提出）である。

なお、平成三十年度予備費2件は、平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）である。

審査の結果、平成三十年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、平成三十年度予備費2件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔平成三十年度決算の審査〕

平成三十年度決算外2件は、第200回国会の令和元年11月19日に提出され、12月2日の本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取し、今国会の令和2年4月1日に安倍内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。その後、省

庁別審査を計4回行った。

なお、4月6日の委員会において、1月20日に安倍内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された平成二十九年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置に関して、平成29年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、麻生財務大臣から説明を聴取した。平成二十九年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府が講じた措置
<p>(1) 政府内の情報共有を目的とした内閣府の総合防災情報システムに関し、災害情報の多くを手動で登録する必要があるため、災害時の情報の登録や共有が限定的となっていたこと、また、農林水産省の国営造成土地改良施設防災情報ネットワークにおいて、データ転送装置等の管理の不備により、収集した情報が総合防災情報システムに転送されない状況が長期間放置されていたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、各府省庁の災害関連情報システムの管理を徹底し、有効に機能するよう適切に運用するとともに、総合防災情報システムとの情報連携の自動化等により、関係者間の円滑な情報共有体制を構築すべきである。</p>	<p>(1) 災害関連情報システムについては、総合防災情報システムにおいて、各府省庁の災害関連情報システムと自動的に連携する情報の拡充や、連携状況の定期的な確認を行うとともに、国営造成土地改良施設防災情報ネットワークにおいて、地方農政局等に対して、データ転送装置等を適切に管理するよう指導したところである。</p> <p>引き続き、各府省庁の災害関連情報システムと総合防災情報システムとの情報連携の更なる自動化等により、関係者間の円滑な情報共有に努めてまいり所存である。</p>
<p>(2) 西日本を中心に記録的な大雨をもたらした平成30年7月豪雨において、河川の増水・氾濫や土砂災害が想定されていたにもかかわらず、重要な防災情報に係る国・地方公共団体間の伝達や住民への逐時の発信が極めて不十分であり、住民の適切な避難行動につながらなかったことなどにより、200名を超す人命が失われるなど甚大な被害が発生したことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、平成30年7月豪雨における情報伝達・発信・避難行動等の対応について徹底した検証を行った上で、得られた知見を全国に展開し、地方公共団体等と連携して災害時の適切な避難を促す取組を強化すべきである。</p>	<p>(2) 平成30年7月豪雨における情報伝達、発信、避難行動等の対応については、中央防災会議の下に設置したワーキンググループ等において徹底した検証を行ったところであり、検証の中で得られた知見を踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」を改定するとともに、河川の増水、氾濫や土砂災害が想定される際には、地域の住民に迅速な避難を促す取組を強化するよう、地方公共団体等に対して周知したところである。</p> <p>引き続き、地方公共団体等と連携し、災害時における住民の避難が適切に行われるよう努めてまいり所存である。</p>
<p>(3) 厚生労働省の毎月勤労統計調査において、判明しているだけで平成16年以降、定められた調査手法と異なる形で調査が行われ、統計処理として復元すべきとこ</p>	<p>(3) 毎月勤労統計調査については、外部有識者からなる特別監察委員会において事態に係る事実関係や関係職員の動機等の整理がなされたこと等を踏まえ、厚生</p>

<p>ろを復元していないなどの統計制度の根幹を揺るがしかねず、改ざんとの指摘も免れ得ない不適切な取扱いが明らかとなった。政策立案の根拠となる統計の信頼性が著しく損なわれたこと、また、雇用保険等で給付の支払不足が発生し、追加的な行政費用や国民生活への直接の悪影響をもたらしたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、なぜこのような事案が起こったのか、その動機や原因の究明に努めるとともに、雇用保険等が簡便な手続で速やかに追加給付されるよう必要な対策を講じ、全府省庁における統計に対する検証と再発防止を徹底した上で、統計行政を立て直し、統計に対する信頼回復に努めるべきである。</p>	<p>労働省において「厚生労働省統計改革ビジョン2019」を策定し、再発の防止や統計業務の改善に取り組むとともに、雇用保険等の追加給付を簡便な手続きにより工程表に沿って進めているところである。</p> <p>また、統計委員会における検証結果と再発防止に向けた提言や、それを踏まえて政府の統計改革推進会議が取りまとめた総合的な対策に基づき、全府省の統計作成プロセスの適正化等の取組を着実に推進し、統計に対する信頼の回復に努めてまいる所存である。</p>
<p>(4)東京福祉大学の外国人留学生が多数所在不明となり同大学を除籍されていることを契機として、外国人の在留管理を行う法務省や、留学生の在籍状況を把握する立場にある文部科学省等の関係省庁間の情報共有が不十分な事態が明らかとなったこと、また、近年、所在不明となっている外国人留学生が不法就労で摘発される事例が多数発生していることは、遺憾である。</p> <p>政府は、同様の事態が他の大学等で生じていないか早急に点検し、再発防止策を講じるとともに、在留資格としての留学が不法就労の手段となっていないか実態を調査し、結果に応じて実態を是正すべく関係省庁間の情報共有体制を一層強化し、外国人留学生の出入国・在留管理を徹底すべきである。</p>	<p>(4)外国人留学生の出入国・在留管理については、大学等における不法残留者等の状況を点検するとともに、「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」を策定し、改善指導の実施体制を強化するなどの再発防止策を講じたところである。</p> <p>また、外国人留学生の不法就労については、在留情報と雇用情報との連携による実態把握の仕組みを構築したところであり、引き続き、関係省庁間の情報共有に努めるとともに、外国人留学生の出入国・在留管理を徹底してまいる所存である。</p>
<p>(5)障害者雇用の促進に率先して取り組むべき国や地方公共団体の多くの公的機関において、障害者雇用率制度の対象となる障害者数が長年にわたり不適切に計</p>	<p>(5)公的機関における障害者雇用については、今回の事態を政府全体として重く受け止め、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を関係閣僚会議に</p>

<p>上され、法定雇用率を達成していなかったことは、ゆゆしき事態であり、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、障害者雇用の促進に対する基本認識の欠如と法の理念に対する意識の低さがあったことを重く受け止め、公的機関における障害者の雇用状況についての的確な把握と法定雇用率の達成に全力で取り組むとともに、障害者の民間企業から公的機関への転職の実態を調査した上で、民間企業との競合を防ぐために必要な措置を講じるべきである。</p>	<p>において策定し、法定雇用率の達成に向けた取組みを進めるとともに障害者の活躍の場の拡大を図っているところである。</p> <p>また、厚生労働省が実施する特別調査により、各府省の障害者の採用状況や、民間企業に与えた影響の実態把握に努めるとともに、公共職業安定所等からなる「障害者雇用推進チーム」による民間企業支援を行うなど、引き続き、企業の障害者雇用を積極的に支援してまいる所存である。</p>
<p>(6)平成24年の笹子トンネル事故等を踏まえ、道路構造物に対する5年に一度の近接目視による全数監視を定めるなど措置を講じたにもかかわらず、今般、高速道路会社3社が行う点検等に関し、目視点検が困難な箇所がある110トンネル全てにおいて、点検要領に則した確認を行っていないこと、点検結果を踏まえた補修等が長期間実施されず、一部は維持管理計画にも反映されていないことなど、高速道路の安全を脅かす事態が明らかとなったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、一連の事態の原因を徹底して調査し、各高速道路会社による道路構造物の維持管理が適切に行われるよう指導を徹底するとともに、地方公共団体を含む全ての道路管理者と緊密に連携し、道路の安全確保に万全を期すべきである。</p>	<p>(6)高速道路の道路構造物については、その維持管理が適切に行われるよう必要な点検を確実に実施し、その点検結果を維持管理計画に反映させるなど、改めて各高速道路会社に対し指導を徹底したところである。</p> <p>今後とも、地方公共団体を含む全ての道路管理者と緊密に連携し、道路の安全確保に万全を期してまいる所存である。</p>
<p>(7)防衛装備庁は、防衛装備品等に係る予定価格の算定の妥当性を検証するシステムを整備して試験運用しているが、予定価格の基準となる計算価格又は製造原価のデータの一方しか入力できない仕様となっており分析できないこと、また、原価調査の実績が低調で入力対象のデータを取得する機会が十分確保されていないことなどにより、システムが機能して</p>	<p>(7)防衛装備品等に係るコストデータベースシステムについては、計算価格と製造原価の両方のデータを入力可能とする改善を行うとともに、防衛装備庁に設置した検討委員会における改善方針を踏まえ、防衛装備品等の調達において、入力対象となるデータが製造企業から取得可能となる契約条項等を規定することとしたところである。</p>

いなかったことは、遺憾である。

政府は、準備不足により不適切な事態を招いたことを深刻に受け止め、データ分析が可能なシステムの仕様や効率的・効果的なデータの取得などについて徹底して検討すべきである。

引き続き、システムの仕様や効率的・効果的なデータの取得などについて徹底した検討を行ってまいらる所存である。

その後、5月25日には麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月15日には安倍内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。平成三十年度決算審査における質疑の主な項目は、今後の財政健全化目標の考え方、新型コロナウイルス感染症対策の在り方、保育士の処遇改善等加算による確実な賃金改善、政府開発援助の効果発現に向けた取組などである。

6月15日の質疑終局の後、委員長より、平成三十年度決算についての5項目から成る内閣に対する警告案及び14項目から成る平成30年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、平成三十年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの不適切な整備について、②企業主導型保育事業における助成金の過大交付及び低調な利用状況について、③検察に対する国民の信頼回復について、④資源エネルギー庁における不適切な公文書作成について、⑤有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達改善についてである。

次に、平成30年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①東京オリンピック・パラリ

ンピック競技大会の延期に係る対応について、②新型コロナウイルス感染症に係る政府の取組について、③桜を見る会の不適切な運営について、④大学等における研究力低下の立て直しについて、⑤保育士等の賃金改善の確実な実施について、⑥第三セクター等による地方公共団体の財政的リスクへの取組について、⑦効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について、⑧スクールソーシャルワーカー（SSW）重点加配の推進について、⑨地方衛生研究所の体制強化について、⑩戦没者の遺骨の取り違えについて、⑪独立行政法人における余裕資金の速やかな国庫納付について、⑫農業用ため池の防災減災事業の適切な実施について、⑬河川管理施設等の防災施設に設置された電気設備の耐震調査の確実な実施について、⑭下水道施設の耐震化・老朽化対策等の着実な推進についてである。

次に、平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

〔平成三十年度予備費の審査〕

平成三十年度予備費2件のうち、平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）は平成31年3月19日、平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調

書（その2）は令和元年5月21日、いずれも第198回国会に提出された。令和2年6月2日に衆議院から受領した後、6月12日に本委員会に付託され、6月15日、麻生財務大臣から概要説明を聴取し、決算外2件と一括して質疑を行った。

6月15日に討論を行った後、採決の結果、平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）については全会一致をもって、平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）については多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査〕

令和2年4月6日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について、森田会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。

また、6月15日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し検査要請を行うことを決定した。要請した項目は、①防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等について、②農林水産分野におけるTPP等関連政策大綱に基づく施策の実施状況等についてである。

（2）委員会経過

○令和2年4月1日（水）（第1回）

— 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 平成三十年度決算外2件について安倍内閣総理大臣、麻生国務大臣、武田国務大臣、赤羽国土交通大臣、北村国務大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、小泉環境大臣、西村国務大臣、加藤厚生労働大臣、茂木外務大臣、菅内閣官房長官、高市総務大臣、橋本国務大臣、萩生田文部科学大臣、梶山経済産業大臣、稲津厚生労働副大臣、藤川財務副大臣、橋本厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、*舞立昇治君（自民）、

*足立敏之君（自民）、野田国義君（※）、*吉田忠智君（※）、*古賀之士君（※）、*横沢高德君（※）、竹内真二君（公明）、*塩田博昭君（公明）、石井苗子君（維新）、*梅村みずほ君（維新）、大門実紀史君（共産） *関連質疑

○令和2年4月6日（月）（第2回）

— 省庁別審査 —

- 平成三十年度決算外2件に関し、平成二十九年決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び平成29年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について麻生財務大臣から説明を聴いた。
- 平成三十年度決算外2件中、裁判所、法務省、財務省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について麻生国務大臣、森法務大臣、藤川財務副大臣、小島厚生労働大臣政務官、宮本経済産業大臣政務官、政府参考人、参考人株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁田中一穂君及び株式会社国際協力銀行代表取締役総裁前田匡史君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、豊田俊郎君（自民）、小西洋之君（※）、芳賀道也君（※）、浜口誠君（※）、矢倉克夫君（公明）、熊野正士君（公明）、柴田巧君（維新）、音喜多駿君（維新）、岩渕友君（共産）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聴いた。

○令和2年4月13日（月）（第3回）

— 省庁別審査 —

- 平成三十年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、経済産業省、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について梶山経済産業大臣、西村国務大臣、菅内閣官房長官、衛藤内閣府特命担当大臣、北村内閣府特命担当大臣、宮下内閣府副大臣、藤川財務副大臣、斎藤総務大臣政務官、自見厚生労働大臣政務官、中野経済産業大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉田忠智君（※）、勝部賢志君（※）、芳賀道也君（※）、浜口誠君（※）、山田俊男君（自民）、磯崎仁彦君（自民）、里見隆治君（公明）、伊藤孝江君（公明）、秋野公造君（公明）、清水貴之君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、大門実紀史君（共産）

○令和2年5月13日（水）（第4回）

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成三十年度決算外2件中、復興庁、総務省、環境省及び警察庁関係について武田国務大臣、小泉環境大臣、高市総務大臣、田中復興大臣、石原環境副大臣、大塚内閣府副大臣、稲津厚生労働副大臣、藤原内閣府大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三木亨君（自民）、山下雄平君（自民）、那谷屋正義君（※）、小沼巧君（※）、古賀之士君（※）、浜口誠君（※）、秋野公造君（公明）、三浦信祐君（公明）、柴田巧君（維新）、石井苗子君（維新）、山添拓君（共産）、武田良介君（共産）

○令和2年5月18日（月）（第5回）

— 省庁別審査 —

- 平成三十年度決算外2件中、文部科学省、農林水産省及び国土交通省関係について江藤農林水産大臣、萩生田文部科学大臣、赤羽国土交通大臣、青木国土交通副大臣、御法川内閣府副大臣、牧原経済産業副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長北村隆志君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩井茂樹君（自民）、宮崎雅夫君（自民）、那谷屋正義君（※）、吉田忠智君（※）、芳賀道也君（※）、浜口誠君（※）、安江伸夫君（公明）、宮崎勝君（公明）、梅村みずほ君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、紙智子君（共産）、山添拓君（共産）

○令和2年5月25日（月）（第6回）

— 准総括質疑 —

- 平成三十年度決算外2件について加藤厚生労働大臣、森法務大臣、萩生田文部科学大臣、高市総務大臣、麻生財務大臣、西村国務大臣、梶山経済産業大臣、橋本国務大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、河野防衛大臣、菅内閣官房長官、武田国務大臣、茂木外務大臣、藤川財務副大臣、宮下内閣府副大臣、大塚内閣府副大臣、中谷外務大臣政務官、小島厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤井基之君（自民）、森屋宏君（自民）、勝部賢志君（※）、小沼巧君（※）、古賀之士君（※）、芳賀道也君（※）、山添拓君（共産）、田村智子君（共産）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、柴田巧君（維新）、山本博司君（公明）、三浦信祐君（公明）

○令和2年6月15日(月) (第7回)

— 締めくくり総括質疑 —

- 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第198回国会提出)(衆議院送付)

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第198回国会提出)(衆議院送付)

以上両件について麻生財務大臣から説明を聞いた。

- 平成三十年度決算外2件及び予備費2件について安倍内閣総理大臣、西村国務大臣、高市国務大臣、武田国務大臣、赤羽国土交通大臣、茂木外務大臣、江藤農林水産大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、梶山経済産業大臣、加藤厚生労働大臣、麻生財務大臣、小泉環境大臣、橋本国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第198回国会提出)(衆議院送付)

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第198回国会提出)(衆議院送付)

以上両件をいずれも承諾を与えるべきものと議決し、

平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書を議決し、平成30年度決算審査措置要求決議を行い、

平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

高市総務大臣、森法務大臣、茂木外務大臣、萩生田文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、江藤農林水産大臣、梶山経済産業大臣、赤羽国土交通大臣、河野防衛大臣、菅内閣官房長官、衛藤国務大臣、竹本国務大臣、西村国務大臣及び橋本国務大臣から発言があった。

[質疑者]

中川雅治君(委員長質疑)、長峯誠君(自民)、*三木亨君(自民)、浜口誠君(※)、*長浜博行君(※)、*野田国義君(※)、宮崎勝君(公明)、柴田巧君(維新)、田村智子君(共産) *関連質疑

(平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1))

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

(平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2))

賛成会派 自民、※、公明、維新

反対会派 共産

(平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 ※、維新、共産

(内閣に対する警告)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

(平成30年度決算審査措置要求決議)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

(平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 ※、維新、共産

(平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自民、公明、共産

反対会派 ※、維新

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めるとを決定した。

○令和2年6月17日(水) (第8回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—平成30年度決算審査措置要求決議—

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に係る対応について

東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を受けて、開催が1年延期されることとなった。しかしながら、開催延期に伴う追加費用の総額や費用分担は明らかにされておらず、また、アスリートへの支援、競技会場やスタッフの確保、ホストタウンへの対応、感染症対策の徹底など、延期に伴う諸課題が指摘されている。

政府は、人類が新型コロナウイルス感染症に打ちかって大会を開催できるよう、国際オリンピック委員会（IOC）や大会組織委員会、東京都及び各競技団体等との緊密な連携の下、追加費用の精査や費用分担の明確化を進めるとともに、世界各地から日本を訪れる選手や観客が安心して滞在できる受入れ体制を整備するなど、大会の開催・成功に向けた対応に全力で取り組むべきである。

2 新型コロナウイルス感染症に係る政府の取組について

令和元年12月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症については、世界的な感染拡大が発生し、多くの尊い人命が失われた。我が国においては、2年4月に史上初となる新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出される事態にまで至ったが、医療従事者等の努力を始め、個人や各事業者等の多大なる協力によって感染拡大は抑えられ、同年5月には宣言も解除された。しかし、社会経済活動が制限されたことにより、経済や人々の暮らしに甚大な影響が出ており、その回復が求められるが、ウイルスとの戦いは今後も続くことが想定される。

政府は、一人も取り残すことなく、我が国で暮らす人々の命と健康、暮らしを守るという決意の下、最前線で対応する医療従事者等を物心両面で支援することはもとより、再度感染が拡大する場合に備え、検査体制の拡充や病床・医療用防護具等の確保を含め、万全の医療提供体制を構築するとともに、世界各国や関係機関と連携し、治療薬やワクチンの早期開発及び普及を促進すべきである。また、子供たちの学びの機会を確保する観点から、今後の学校運営等について、子供たちの思いや負担等も十分に勘案して、適切な対策を講じるべきである。そして、感染防止を徹底しつつ、経済や人々の暮らしを回復するため、あらゆる施策を動員し、全力で取り組むべきである。その上で、事態が収束した暁には、各施策の効果等について徹底的に検証し、次代への教訓として活用するべきである。

3 桜を見る会の不適切な運営について

内閣総理大臣が主催する桜を見る会について、招待者の選定に関する課題や、招待者数が増加し、開催経費が予算積算上の見積りを大きく上回って執行されていたことなど、不適切な運営が行われていたことが明らかとなった。

政府は、桜を見る会の運営について深く反省し、招待者の選定等全般的な運営の見直しを行うなど、適切に対応すべきである。

4 大学等における研究力低下の立て直しについて

近年、世界の学術誌等に掲載される我が国の論文数の伸び率が停滞し、国際的なシェアが低下しているなど、我が国の大学等の研究力は諸外国に比べ相対的に低下している。研究力低下の要因として、若手研究者の雇用の不安定化やキャリアパスの不透明さなどにより、若手研究者を取り巻く環境が悪化していることなども指摘されている。

政府は、資源が少ない科学・技術立国である我が国にとって若手研究者の育成や研究力の確保は国家の基盤であるとの認識の下、若手研究者への支援の強化はもとより、人材、資金、環境の整備に関する施策を総動員し、我が国の研究力回復に向け全力で取り組むべきである。

5 保育士等の賃金改善の確実な実施について

保育士等の賃金改善のための処遇改善等加算の実施状況について、会計検査院が166市区町村の6,089施設を検査したところ、平成28年度及び29年度の2か年度の間、保育所等において処遇改善等加算に残額が生ずるなどしていたもののうち、7億1,950万円が翌年度も保育士等の賃金改善に充てられていない状況となっていたことなどが明らかとなった。

政府は、市区町村に対して、処遇改善等加算が確実に保育士等の賃金改善に充てられるよう保育所等に対する処遇改善等加算の残額に係る支払状況の確認を徹底することを周知するとともに、保育所等が賃金改善総額を適切に算定して保育士等の賃金改善を行うことができるよう算定方法の留意点等を具体的に示すべきである。

6 第三セクター等による地方公共団体の財政的リスクへの取組について

第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う法人であり、地方公共団体から出資等による多額の支援を受けているが、平成30年度末時点で全国7,325法人のうち40.3%が赤字、3.9%が債務超過となっている。総務省は、地方公共団体に対して、財政的リスクが高い第三セクター等に係る経営健全化方針の策定を要請しているが、一部の第三セクター等については策定の予定がないとするなど、全ての法人について方針を策定するまでには至っていない。

政府は、第三セクター等の経営悪化が地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、地方公共団体に対し、財政的リスクが高いと認められた全ての第三セクター等について経営健全化方針を速やかに策定するよう要請するとともに、同方針に基づく第三セクター等の経営健全化に向けた取組状況を注視し、必要に応じて地方公共団体を支援することにより、第三セクター等による地方公共団体の財政的リスクの軽減を図るべきである。

7 効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について

政府開発援助（ODA）事業について、平成30年度決算検査報告では、ソロモン諸島の給水設備改善計画において、独立行政法人国際協力機構（JICA）が事業設計時に既存の送水管の漏水等を把握していなかったため、整備した濁度低減施設が全く使用されなかった事態や、インドネシアの下水道整備事業において、JICAが汚水処理後の水質悪化の改善状況を十分に把握せず、現状を踏まえた適切な維持管理について事業実施機関等との協議を十分に行っていなかった事態など、事業の効果が十分に発現していないことが明らかとなった。

政府は、ODA事業の実効性向上が我が国のインフラ輸出や外交戦略にも寄与することを踏まえ、効果が発現していない事業について事業実施機関等に対して早急に改善を働きかけた上で、再発防止策を講じるとともに、各事業の実施状況等の把握が徹底されるよう在外公館及びJICAによる事業管理体制の強化に努めるべきである。

8 スクールソーシャルワーカー（SSW）重点加配の推進について

文部科学省は、地方公共団体に対し、学校等にスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置するための補助金を交付しており、子どもの貧困対策等のためにSSWを重点的に配置（重点加配）する場合は補助金を上乗せしている。会計検査院が検査したところ、重点加配の実績について、平成30年度は目標人数1,000人に対し148人となっているなど、重点加配を開始した27年度以降毎年度目標を大きく下回っていたこと、その背景として、文部科学省が重点加配の趣旨や内容を当該事業の実施要領に記載しておらず、地方公共団体に対して制度が十分に周知されていなかったことなどが明らかとなった。

政府は、学校において虐待や貧困等の様々な課題を抱える児童生徒を専門家として支えることが期待されるSSWの重要性に鑑み、地方公共団体に対して制度の趣旨や内容、良い活動事例の周知徹底を図ることなどにより、重点加配を推進するとともに、SSWがその専門性を十分に発揮できるよう、SSWを取り巻く環境の改善に努めるべきである。

9 地方衛生研究所の体制強化について

地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るための地方公共団体における科学的かつ技術的中核機関であり、厚生労働省の感染症発生動向調査においても患者情報及び病原体情報等の収集・分析や病原体検査等の重要な役割を担うこととなっている。同研究所については、平成22年の新型インフルエンザ対策総括会議の報告書において、PCR検査を含めた検査体制の強化や法的位置付けの検討等が提言されていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、必要な検査が迅速に行えなかった地域が生じるなど、その体制が十分とは言えないことが明らかとなった。

政府は、新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大や将来到来することが懸念される新興・再興感染症に迅速に対処することができるよう、地方公共団体における財源措置や人材確保への支援を含め、地方衛生研究所の体制強化に早急に取り組むとともに、法的位置付けの明確化を検討すべきである。

10 戦没者の遺骨の取り違えについて

厚生労働省は、戦没者の遺骨収集事業を実施しているが、ロシアやフィリピンにおいて日本人のものではない遺骨が収容された可能性を度々指摘されながら、同省の問題認識や情報共有等が不十分であったため、長年にわたって適切な対応が行われず、遺骨収集事業に対する信頼を損ねることとなった。

政府は、遺族の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、遺骨の取り違え等が起こらないよう事業及び事業実施体制の見直しについての方針にのっとり、戦没者の遺骨の収集を着実に推進するべきである。

11 独立行政法人における余裕資金の速やかな国庫納付について

経済産業省が所管する独立行政法人中小企業基盤整備機構は、第2種信用基金により実施する債務保証業務のための原資として政府出資金を受けており、平成29年度末の政府出資金は375億4,874万円となっているが、会計検査院の試算によると、202億6,103万円は将来も使用される見込みがないとされる。また、農林水産省が所管する独立行政法人農林漁業信用基金は、政府出資金を主な財源として各漁業信用基金協会に貸付けを行っており、30年度末の貸付金残高は261億3,000万円となっているが、会計検査院の試算によると、使用される見込みがない貸付金のうち政府出資金を財源とする額は88億6,947万円となっている。

政府は、中小企業基盤整備機構及び農林漁業信用基金に対する政府出資金に関して、今後も使用することが見込まれない余裕資金については速やかに国庫納付させるとともに、同種の事態が生じることがないように、各独立行政法人における余裕資金の状況を適時適切に把握して、国の出資金等の規模を見直すことができる体制を整備すべきである。

12 農業用ため池の防災減災事業の適切な実施について

農業用ため池の防災減災事業については、会計検査院が23府県の1万346か所のため池を検査したところ、ため池3,899か所が豪雨調査において改修の必要性を適切に判定されていない事態、ため池142か所が耐震調査において改修の必要性を適切に判定されていない事態、要改修ため池1,554か所において、改修実施までの間の対応として監視・管理体制の強化やハザードマップの活用等のソフト対策が講じられておらず、このうち1,342か所においてソフト対策の実施に係る調整等も行われて

いない事態が明らかとなった。

政府は、災害から国民の生命及び財産を守ることの重要性に鑑み、農業用ため池に係る豪雨調査、耐震調査及びソフト対策を適切に実施するとともに、点検監視等の保管理体制の強化、豪雨や地震等に対応するための改修や利用されていないため池の統廃合等を強力に推進すべきである。

13 河川管理施設等の防災施設に設置された電気設備の耐震調査の確実な実施について

河川管理施設等の防災施設には、水門のゲートや雨水排水ポンプ場のポンプなどの防災施設本体のほか、これを稼働するための電気設備が設置されている。会計検査院が検査したところ、平成30年度末までに9県及び38市町において防災施設本体の耐震調査が実施されていた272施設のうち、8県及び21市町が管理する158施設においては、防災施設本体を稼働するための電気設備について耐震調査が実施されておらず、所要の耐震性が確保されているか不明となっている事態が明らかとなった。

政府は、地震時等に防災施設の機能が十分に発揮されるためには、防災施設本体のみならず電気設備等の付随施設についても耐震性が確保されている必要があることを踏まえ、地方公共団体に対して、河川管理施設等の防災施設に設置されている電気設備の耐震調査の必要性についての周知や耐震性の確認方法等の技術的助言を行い、防災施設に設置された電気設備の耐震調査を確実に実施させるとともに、防災施設本体と付随設備を一体として捉えた耐震対策を推進すべきである。

14 下水道施設の耐震化・老朽化対策等の着実な推進について

国土交通省は、第4次社会資本整備重点計画や防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等に基づき、下水道施設の耐震化を進めているが、平成30年度末において、重要な幹線等の49%、下水処理場の63%がまだ耐震化されていない。また、下水道施設の老朽化も進んでおり、管路の老朽化等に起因した道路陥没件数は30年度で約3,100件に上っている。

政府は、下水道施設が公衆衛生の向上や水質保全に欠かせない重要なインフラであるとともに、内水排除機能を有する防災施設でもあることを踏まえ、近年の頻発化、激甚化している災害に備える観点からも、下水道施設を管理する地方公共団体に対して財政措置を含めた支援を強力に実施し、下水道施設の耐震化、老朽化対策、内水対策等を着実に推進すべきである。